

教育支援体制整備事業費交付金 QandA 【保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援】

No	質問	回答
1	(共通)申請・精算手続等 補助対象となる期間はいつからか。	各都道府県において定めている要綱等において、「令和〇年4月1日から適用する」等の文言がある場合は、その文言を適用し、その期日以降について補助対象とすることができる。一方で、そのような取り決めが無い場合は、原則、内定前契約分については補助対象外となる。
2	(共通)申請・精算手続等 三社の見積もりは必要か。	経費の効率的な執行の観点から2社以上の見積もり等により価格を比較することが望ましいが、都道府県、市区町村及び園の規則により適切に判断すること。
3	(共通)申請・精算手続等 物品等を購入し、令和5年度中に納品されたが、支払が令和6年4月になった場合も令和5年度中の事業完了と見なされるのか。	令和5年度中に納品がなされ、令和5年度予算で支払われていれば、支払が令和6年4月になった場合も令和5年度中の事業完了と見なされる。
4	事業計画の記載金額 免許取得に係る交付対象事業に要する経費(総事業費)とは。	事業を行うにあたり実際にかかった全額。
5	事業計画の記載金額 免許取得に係る交付対象経費とは。	上記総事業費のうち、本交付金の対象となる経費の1/2。
6	事業計画の記載金額 免許取得に係る交付希望額とは。	上記交付対象経費の1/2。
7	負担割合 本交付金の対象経費全体に対する負担割合は。	施設:1/2、都道府県(又は指定都市等):1/4、国:1/4
8	申請年度 年度をまたがって受講を行った者について、県から国への申請はいつ行うか。	免許を取得し、認定こども園等に勤務することが決定した年度に交付申請を行う。ただし、施設から実施主体への実施計画書の提出は受講開始日が属する年度に適切に行うこと。
9	申請年度 前年度以前に交付条件を満たした者に対し、遡っての申請はできるか。	できない。
10	実施主体 指定都市・中核市が実施主体となることについて、交付要綱上の整理は。	交付要綱第3条第2項により、交付申請者は都道府県であり、指定都市・中核市は間接補助事業者等という整理。
11	実施主体 指定都市・中核市が実施主体になる場合の交付申請・交付決定は。	国は都道府県に対し交付決定を行う。都道府県は指定都市・中核市分をとりまとめの上交付申請するとともに、指定都市・中核市に対し交付決定等の手続きを行う必要がある。
12	実施主体 指定都市・中核市が免許支援の実施主体となる場合、事業募集等の連絡は国から直接されるか。	指定都市・中核市に対し国から直接に連絡・交付決定等することはない。各都道府県は貴域内の指定都市・中核市への周知を行うこと。
13	対象者 「当該認定こども園等に『現に』勤務しているもの」は常勤職員だけが対象か。(非常勤の幼稚園教諭免許状を持たない保育士資格保有者は対象としてよいか。)	常勤職員が対象。 ここで言う常勤職員とは、正規職員に加え、正規雇用と同等程度の勤務形態がある非正規雇用者(派遣職員等)を含む。 上記整理ができる当該者であれば対象とすることができる。
14	対象者 受講料補助に関して公立保育園の職員も対象となるか。	対象となる。
15	対象者 代替幼稚園教諭雇上費に関して、公立幼稚園の職員も対象となるか。	対象外。
16	対象者 園長、副園長でも、保育士として保育に従事する者は対象となるか。	対象となる。
17	対象施設 県立の認定こども園移行予定施設は対象となるか。	県立は対象外。(交付要綱第3条第2項参照)
18	対象要件 公費負担の対象にならない受講料の1/2は誰が負担するのか。	原則施設負担。
19	対象要件 施設負担の受講料を個人負担としてもよいか。	原則施設負担。 やむを得ない場合に個人負担を検討するのであれば、県の要綱等で適切に定め、また施設と個人で合意する必要がある。
20	対象要件 認定こども園への移行時期は申請後概ね何年以内か。	概ね5年以内。
21	対象要件 認定こども園への移行時期の確認はどのように行うか。	都道府県で理事会の議事録や計画書等により適切に確認すること。
22	対象要件 一時的に個人が受講費を負担し、後払いで施設が個人に支払うという方法は可能か。	可能。
23	対象要件 申請時に勤務していた施設と全く関係ない他の施設で新たに勤務する場合は対象となるか。	公立であつたり同一法人といった場合で本人の意思によらない人事異動の場合は対象として可能であるが、本人の意思による施設の変更は対象外。
24	対象範囲 補助対象となる更新講習施設は大学に限られるか。	大学以外も対象。(詳細は各教育委員会の案内のとおり。当省HPにも公開。)